

令和8年度版 市税のしおり



はにたん
高槻市
マスコットキャラクター

目 次

1	令和8年度 歳入・歳出予算のあらまし	
○	主要施策	1
○	収入と使いみち	1
2	令和8年度 市税に関するお知らせ	
○	個人市民税	2
○	軽自動車税の環境性能割廃止について	3
3	市税の種類とあらまし	
○	市民税	4
○	固定資産税・都市計画税	8
○	軽自動車税	14
○	その他の市税	16
4	市税を納める方に	
○	納付場所は	17
○	キャッシュレス決済について	17
○	口座振替（自動払込）	18
○	地方税共通納税システム	19
○	期限内に納められないときは	19
○	納期限を過ぎると	19
5	市税に関する証明	
○	税証明の請求時に必要なもの（来庁・郵便請求）	20
○	証明の窓口	20
○	マイナンバーカードを利用した便利な課税・非課税証明書申請手続き	20
○	税証明の種類	21
6	お問合せ窓口一覧	
○	市税についてのお問合せ先	22
○	関係官公署	22

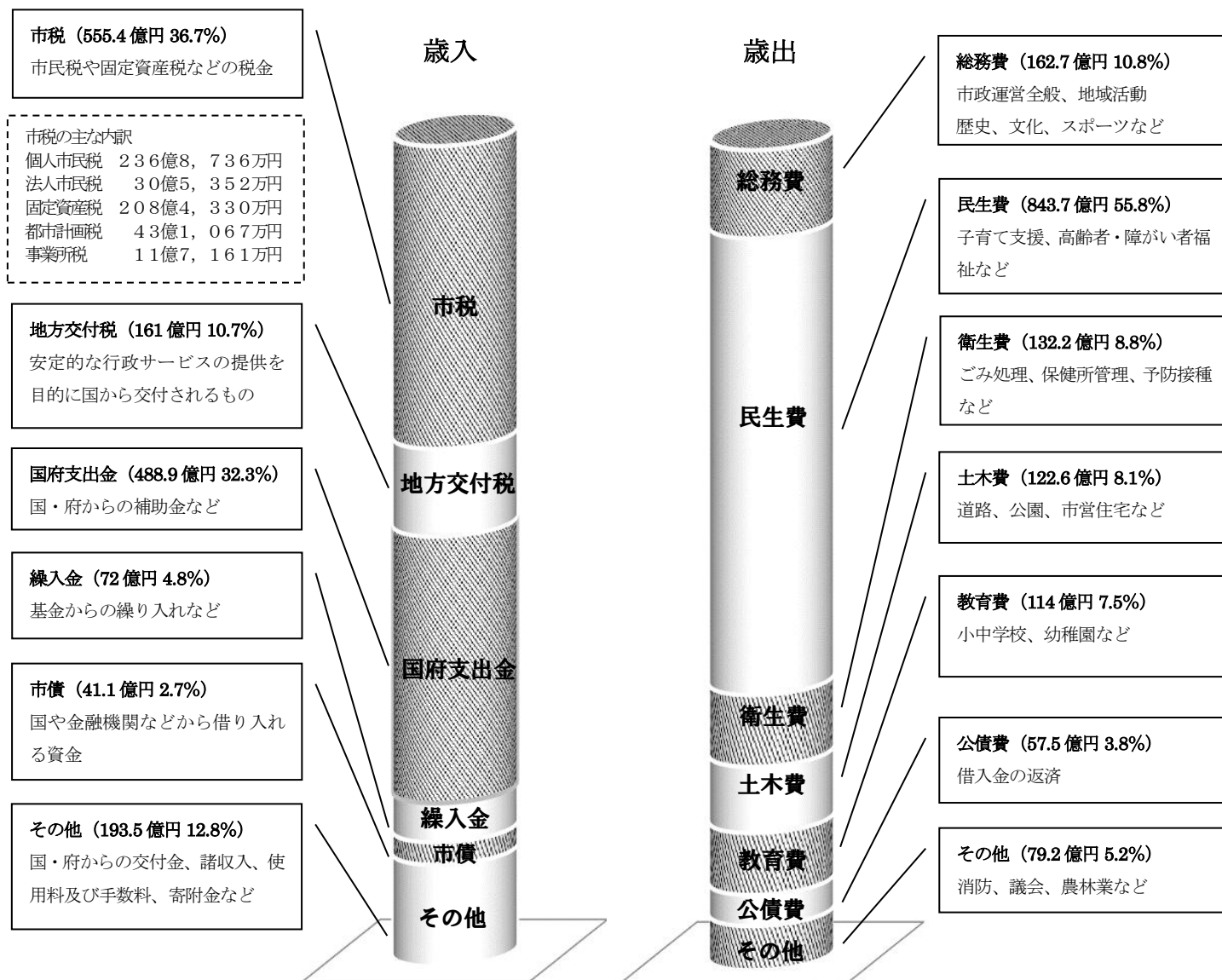
1 令和8年度 歳入・歳出予算のあらまし

主 要 施 策

- 「都市機能が充実し、快適に暮らせるまちに向けた取組」
- 「安全で安心して暮らせるまちに向けた取組」
- 「子育て・教育の環境が整ったまちに向けた取組」
- 「健やかに暮らし、ともに支え合うまちに向けた取組」
- 「魅力にあふれ、にぎわいと活力のあるまちに向けた取組」
- 「良好な環境が形成されるまちに向けた取組」
- 「地域に元気があって市民生活が充実したまちに向けた取組」
- 「効果的・効率的な行財政運営が行われているまちに向けた取組」

収入と使いみち

令和8年度歳入・歳出予算（一般会計）



② 令和8年度 市税に関するお知らせ

個人市民税

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。この改正により、給与収入金額のみ（扶養なし）の方の場合、給与収入が110万円までは非課税となります。

改正後と改正前の比較

給与などの収入金額	給与所得控除額（改正後）	給与所得控除額（改正前）
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	65万円	収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下	65万円	収入金額×30%＋8万円

※給与収入金額190万円超の場合、給与所得控除額に改正はありません。

(2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額等の所得要件の改正

同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額等の所得要件額が10万円引き上げられます。

改正後と改正前の比較※括弧は給与収入のみの場合の給与収入額

所得要件	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の 合計所得金額	58万円（123万円）	48万円（103万円）
ひとり親が有する生計を一にする子 の総所得金額等	58万円（123万円）	48万円（103万円）
雑損控除の適用を認められる親族に係る 総所得金額等	58万円（123万円）	48万円（103万円）
勤労学生の合計所得金額	85万円（150万円）	75万円（130万円）
家内労働者の特例における 必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	55万円

(例) 配偶者や親族の令和7年の収入が給与収入のみの場合

給与収入額	110万円まで	110万円超 123万円以下	123万円超
配偶者控除または扶養控除	控除対象		控除対象外
配偶者や親族自身の市・府民税	非課税	課税	

(3) 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設

合計所得金額が58万円を超えている19歳以上23歳未満の親族がいる場合でも下記のとおり控除が受けられる「特定親族特別控除」が創設されました。当該親族の合計所得金額に応じて段階的に控除が受けられるようになります。

特定親族特別控除額

19歳以上23歳未満に該当する親族の合計所得金額（給与収入のみの場合の給与収入額）	納税義務者の特定親族特別控除の額
58万円超95万円以下 (123万円超160万円以下)	45万円
95万円超100万円以下 (160万円超165万円以下)	41万円
100万円超105万円以下 (165万円超170万円以下)	31万円
105万円超110万円以下 (170万円超175万円以下)	21万円
110万円超115万円以下 (175万円超180万円以下)	11万円
115万円超120万円以下 (180万円超185万円以下)	6万円
120万円超123万円以下 (185万円超188万円以下)	3万円

特定扶養控除及び特定親族特別控除のイメージ図

給与収入額	123万円以下	123万円超 160万円以下	160万円超 188万円以下	188万円超
対象となる所得控除	特定扶養控除	特定親族特別控除		控除対象外
控除額	45万円	45万円	所得に応じて変動	

軽自動車税の環境性能割廃止について

税制改正に伴い、令和8年4月1日で軽自動車税の環境性能割が廃止され、従前の「軽自動車税（種別割）」が「軽自動車税」と改められました。

3 市税の種類とあらまし

市 民 税

市民税は、一般に府民税と合わせて住民税と呼ばれ、個人の負担する「個人市民税」と会社などが負担する「法人市民税」があります。

●個人の市民税●

個人の市民税は、前年(令和8年度は令和7年1月～令和7年12月)の所得に対してかかる税金で、均等割と所得割からなっています。(実際には住民税として、個人の府民税も同時に課税されています)

納税はだれが

毎年1月1日(賦課期日)を基準として、次のとおり課税されます。

- 市内に住所のある人……………均等割額・所得割額の合計額
- 市内に事務所・事業所・家屋敷を持っている個人で市内に住所のない人……均等割額のみ

均等割とは

広く税金を負担していただくために前年の合計所得金額が一定額以上の人に均等額で課税されるものです。なお、森林環境税(国税)が市・府民税と併せて徴収されています。

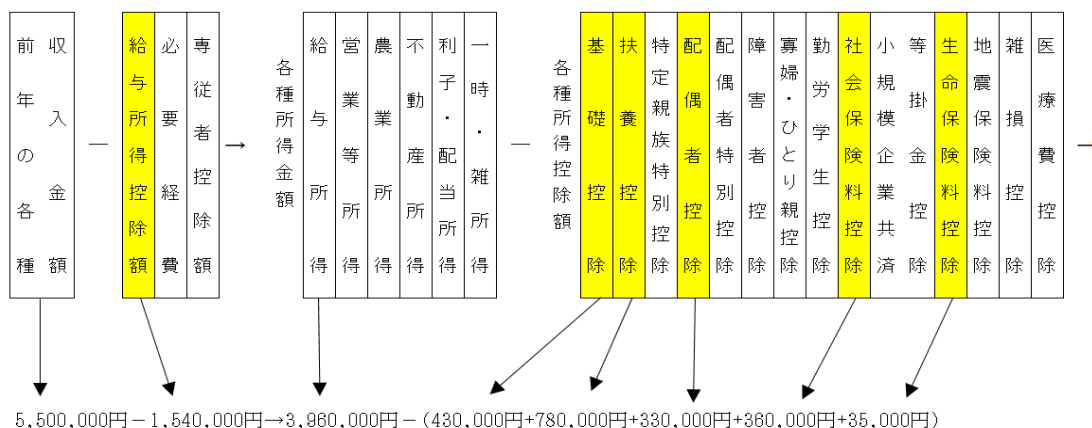
(市民税3,000円、府民税1,300円、国税1,000円)

所得割とは

個人の所得に応じて課税されるものです。前年の所得金額から基礎控除をはじめとする各種の控除を行った後の課税総所得金額及び分離課税所得金額を基に、次頁の表の税率で計算されます。

《令和8年度の市・府民税の計算方法参考例》

夫婦・子供3人(23歳以上の一般扶養親族1人、19歳～22歳の特定扶養親族1人、16歳未満の年少扶養親族1人)の計5人家族の会社員の場合で、令和7年中の給与収入550万円(給与所得控除後396万円)、社会保険料支払額36万円、旧契約の生命保険料支払額12万円(換算控除額3万5千円)、本人以外に収入がなく、他の所得控除がないものとします。この場合、次の計算になります。



④ 給与からの特別徴収の場合
 令和8年6月 → 16,500円
 令和8年7月から令和9年5月までの各月 → 16,000円

所得割額算出税率表（令和8年度）

◆ 総合課税分

市民税	府民税
6 %	4 %

◆ 分離課税分

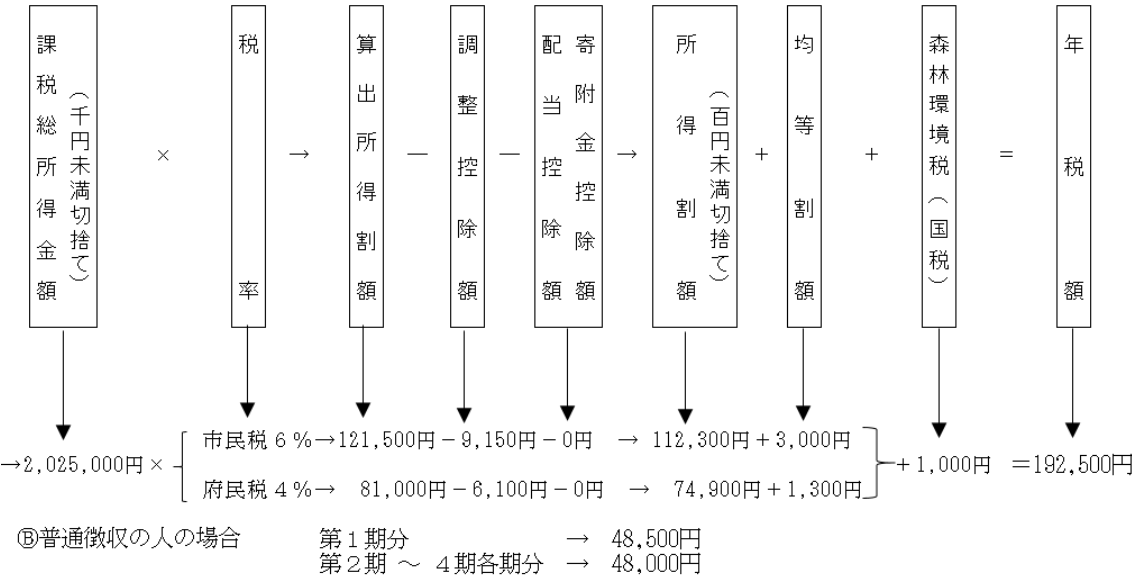
長期譲渡所得分	課税長期譲渡所得金額	市民税	府民税
一般分	———	3.0%	2.0%
特定分 (優良住宅地等)	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	2,000万円超の部分	3.0%	2.0%
軽課分 (居住用)	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%
	6,000万円超の部分	3.0%	2.0%

短期譲渡所得分	市民税	府民税
一般分	5.4%	3.6%
国等に対する短期譲渡所得の課税の特例	3.0%	2.0%

株式等の譲渡等分	市民税	府民税
一般分	3.0%	2.0%
上場分	3.0%	2.0%

上場株式等の配当分	市民税	府民税
	3.0%	2.0%

先物取引分	市民税	府民税
	3.0%	2.0%



市・府民税の申告は

毎年1月1日現在市内に住所のある人は、2月16日から3月15日（土日祝の場合は翌平日）の間に前年(1月～12月)中の所得の申告をしていただきます。（ただし、勤め先から市役所に給与支払報告書の提出がされている人、確定申告書を税務署に提出している人などは申告が不要です）

市・府民税の納税方法は

- (1) 給与所得者の場合の納税方法 ＝ 給与からの特別徴収
年税額を6月から翌年5月まで、12回に月割りした税額を給与支払者が毎月の給与から差し引いて納める方法です。
- (2) 公的年金受給者の場合の納税方法 ＝ 公的年金からの特別徴収
年金受給者の方で一定の条件を満たす方については、公的年金支払者が年金支払額から差し引いて納付する方法です。本人が（4月1日現在）新たに65歳以上になった年度及び昨年度中の税額更正等で公的年金からの特別徴収が停止になった年度は、年税額の半分を6月、8月に普通徴収し、残額を10月、12月、2月の年金から差し引きます。
- (3) 事業所得者など(1)及び(2)以外の場合の納税方法 ＝ 普通徴収
年税額を4回に分けて、納税者が直接市役所や金融機関等へ納める方法です。
- (4) 複数の所得がある場合の納税方法
通常、給与所得者では特別徴収で給与から差し引かれますが、給与所得・公的年金等に係る所得以外の所得（配当、不動産、譲渡等）があり、本人が希望したとき（申告書に記入）、又は税額が大きくなり、毎月の給与から差し引くのに適さないと判断される場合には特別徴収と普通徴収を併用して納めていただく場合があります。

非課税措置

障がい者・寡婦・ひとり親・未成年者で合計所得金額が135万円以下の場合には非課税となります。令和8年度の非課税限度額は、次のとおりです。

☆合計所得金額が以下の場合には**均等割が非課税**となります。

35万円 × (同一生計配偶者及び扶養親族数(16歳未満を含む) + 1) + 10万円 + 21万円
(加算額)

☆総所得金額等の合計額が以下の場合には**所得割が非課税**となります。

35万円 × (同一生計配偶者及び扶養親族数(16歳未満を含む) + 1) + 10万円 + 32万円
※ただし、本人のみの場合はどちらも加算額はありません。
(加算額)

※合計所得金額とは

純損失又は雑損失等の繰越控除前の総所得金額、長期譲渡所得の金額（特別控除前）、短期譲渡所得の金額（特別控除前）、株式等にかかる譲渡所得等の金額、上場株式等にかかる配当所得の金額、先物取引にかかる雑所得等の金額、山林所得の金額および退職所得の金額(分離課税分を除く)の合計額です。

※総所得金額等とは

合計所得金額から、純損失又は雑損失等の繰越控除をした後の金額です。

●法人の市民税●

法人市民税は、高槻市内に事務所や事業所又は寮等を有する法人に対して課せられる税金です。

納税義務者である法人が、決算ごとに自ら税額を算出し、その税額を申告し納付する「申告納付方式」で、確定申告の申告納期限は、事業年度終了後2ヶ月以内です。

税額の計算は

法人税額に応じて課税される「法人税割」と、資本金等の額及び従業者数に応じて課税される「均等割」があります。

$$\text{法人市民税} = \text{法人税割} + \text{均等割}$$

1. 法人税割 課税標準となる法人税額 × 税率8.4%（一律）

※平成26年9月30日までに開始する事業年度については14.7%、

平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については

12.1%

（ただし、高槻市以外にも事務所等がある場合には、市町村ごとの従業者数で按分します。）

2. 均等割

高槻市内従業者数		税額（年額）	
		50人超	50人以下
資本金等の額	50億円超	360万円	49万2千円
	10億円超 50億円以下	210万円	49万2千円
	1億円超 10億円以下	48万円	19万2千円
	1千万円超 1億円以下	18万円	15万6千円
	1千万円以下	14万4千円	6万円
上記以外の法人等		6万円	

必要な届出は

「法人等の設立開設申告書」…高槻市内に事務所や事業所等を開設した時

「法人等の異動届出書」……法人の名称や所在地、事業年度等を変更した時

■ 市税の電子申告をご利用ください

高槻市では、インターネットを利用した地方税の電子窓口「eLTAX（エルタックス）」に対応しています。法人市民税、固定資産税（償却資産）、事業所税の申告手続きや、個人市・府民税の給与支払報告書の提出等を、エルタックスで行うことができます。利用届出や申告方法など詳しくは、エルタックスのHP（令和8年9月24日以降は<https://www.lta.go.jp>）をご覧ください。

固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の評価額（価格）に応じてかかる税金です。

都市計画税は都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、都市計画法に定める市街化区域に所在する土地・家屋に課税されます。

●土地・家屋●

納税はだれが

毎年1月1日（賦課期日）現在における土地・家屋の所有者です。

すなわち、1月1日現在において、登記簿に所有者（質権又は100年以上の地上権がある場合は、その質権者又は地上権者）として登記されている人や、土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されている人が納税義務者となります。

したがって、売買等により年の途中で所有者の変更があった場合でも、その年度の納税義務者は変わりません。

評価額とは

総務大臣の定めた「固定資産評価基準」に基づいて市が固定資産を評価し、決定した価格を評価額といいます。この評価額は原則として3年ごとに見直すこととされており、本年度は第3年度に当たり、基本的に、異動がなければ新たに評価を行うことはありません。

税額の計算方法

固定資産税額：固定資産税課税標準額×税率1．4％

都市計画税額：都市計画税課税標準額×税率0．3％

◆土地◆

土地の課税のしくみ

原則として評価額が課税標準額（税率を乗じて税額を算出する額）となりますが、住宅用地のように特例措置を受ける土地や、税負担の調整を行っている土地の課税標準額は評価額より低く算定されます。

住宅用地に対する特例措置

住宅用地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている敷地をいいます。このため、賦課期日現在において新たに住宅の建築が予定されている場合や、住宅を建築中の土地は住宅用地になりません。ただし、住宅を建替中の土地で一定の要件を満たす場合は住宅用地として取り扱います。

特例措置の対象となる住宅用地の面積は、家屋の敷地面積に下表の住宅用地の率を乗じたものです。

家 屋		居住部分の割合	住宅用地の率
A	専用住宅	全部	1.0
B	C以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
C	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

課税標準額の求め方

(1) 住宅用地…次の「ア」または「イ」のいずれか小さい額が今年度の課税標準額となります。

ア．評価額に住宅用地の特例率（以下、特例率）を乗じた額（住宅用地の特例）

区 分	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡までの部分）	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地（居住用家屋の延床面積の10倍までの部分）	評価額×1/3	評価額×2/3

※同一敷地内に住宅が複数戸あるときは、「200㎡×戸数」までが小規模住宅用地となります。

イ．次の方法で求めた額

前年度の課税標準額が、今年度の評価額に特例率を乗じた額より小さい場合は、今年度の評価額に特例率を乗じた額の5%相当額を前年度の課税標準額に加えた額とします。（ただし、それにより計算した課税標準額が、今年度の評価額に特例率を乗じた額を上回る場合は、今年度の評価額に特例率を乗じた額とし、20%を下回る場合は20%とします。）

(2) 商業地等の宅地（非住宅用地）

…次の「ア」または「イ」のいずれか小さい額が今年度の課税標準額となります。

ア．評価額×70%

イ．次の方法で求めた額

①前年度の課税標準額が今年度の評価額の60%以上70%以下の場合は、前年度の課税標準額を据え置きます。

②前年度の課税標準額が今年度の評価額の60%未満の場合は、今年度評価額の5%相当額を前年度の課税標準額に加えた額とします。（ただし、それにより計算した課税標準額が今年度評価額の60%を上回る場合は、今年度評価額の60%とし、20%を下回る場合は20%とします。）

(3) 特定市街化区域農地…一般住宅用地と同様の措置を行います。

(4) 農地（特定市街化区域農地以外の農地）及び山林等

…原則として評価額が課税標準額となります。

◆家屋◆

家屋の課税のしくみ

家屋の課税標準額は、固定資産課税台帳に登録された評価額となります。

評価額の算出方法

評価額＝①再建築価格×②経年減点補正率

①再建築価格…評価の対象家屋を現時点で建築した場合に必要なとされる建築費

②経年減点補正率…建築後の経過年数に応じて決められた減価率

新築以外の家屋については、3年ごとの基準年度において評価額を見直し、基準年度以降3年度の間は評価額を据え置きます。ただし、一定の割合まで減価した家屋や、上記計算式で算出された額が前年度の評価額（評価替え前の評価額）を超える場合は、原則として前年度の評価額に据え置かれます。

分譲マンション等の区分所有家屋の床面積について

分譲マンション等の区分所有家屋の課税上の床面積は、「専有部分の床面積＋建物一棟に占める専有部分の床面積の割合により按分した共用部分の床面積」で算出します。このため、登記された家屋の床面積と課税上の床面積は一致しません。

新築された住宅の減額措置について

(1) 新築住宅に対する減額措置（申告不要）

次の要件をすべて満たす住宅については新築後3年間※(1) 1戸あたり居住面積120㎡相当分の税額の2分の1が減額されます。

固定資産税に対してのみ適用され、都市計画税については適用されません。

- ・令和13年3月31日までに新築された住宅
- ・専用住宅または併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上のもの）
- ・居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下※(2)

※(1)マンション等の3階建以上の中高層耐火建築物は減額期間が5年間となります。

※(2)令和8年3月31日までに新築された住宅については50㎡（戸建て以外の賃貸住宅は40㎡）以上280㎡以下となります。

(2) 認定長期優良住宅に対する減額措置（新築された翌年の1月31日までに要申告）

上記(1)の新築家屋が認定長期優良住宅である場合、申告をすることにより減額期間が2年間延長されます。

改修工事を行った住宅の減額措置について

対象の改修工事を行った場合、家屋の固定資産税が減額されます。

都市計画税や土地の固定資産税については適用されません。

(1) 住宅耐震改修による減額措置（改修完了後3ヶ月以内に要申告）

対象となる改修工事を行った翌年度1年間、1戸あたり居住面積120㎡相当分の税額の2分の1が減額されます。この減額措置は1戸につき一度しか適用できません。

また、バリアフリー、省エネ改修と同じ年度での適用はできません。

●家屋の要件

- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- ・専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上）

●耐震改修工事の要件

- ・一戸あたりの耐震改修工事費が50万円（税込）を超えるもの
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させる改修工事を行うもの
- ・令和13年3月31日までの間に工事が完了すること

(2) バリアフリー改修による減額措置（改修完了後3ヶ月以内に要申告）

対象となる改修工事を行った翌年度1年間、1戸あたり居住面積100㎡相当分の税額の3分の1が減額されます。この減額措置は1戸につき一度しか適用できません。

また、この減額措置は省エネ改修との併用が可能です。

●家屋の要件

- ・新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅は除く）
- ・専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上）
- ・改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下

●居住者の要件

次の①～③のいずれかの人が居住する住宅

①65歳以上の方 ②要介護認定、要支援認定を受けている方 ③障がいのある方

●バリアフリー改修工事の要件

- ・次の①～⑧のいずれかの工事を行うこと
- ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良
- ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦出入口の戸の改良
- ⑧滑りにくい床材料への取替え
- ・一戸あたりのバリアフリー改修工事費が、補助金等を除いて自己負担50万円（税込）を超えるもの
- ・令和13年3月31日までの間に工事が完了すること

(3) 省エネ改修による減額措置（改修完了後3ヶ月以内に要申告）

対象となる改修工事を行った翌年度1年間、1戸あたり居住面積120㎡相当分の税額の3分の1が減額されます。この減額措置は1戸につき一度しか適用できません。

また、この減額措置はバリアフリー改修との併用が可能です。

●家屋の要件

- ・平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅は除く）
- ・専用住宅または併用住宅（併用住宅の場合、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上）
- ・改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下

●省エネ改修工事の要件

- ・改修工事の内容が以下の工事であること
- ①窓の断熱改修工事（複層ガラス化など）【必須工事】
- ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事
- 上記①～④の工事費用が60万円超（税込）又は上記①～④の工事費用が50万円超であって、太陽光発電装置等の設置に係る工事費用と併せて60万円超（税込）であること（補助金等を除く）。
- ・改修部位がいずれも現行の省エネ基準相当に新たに適合すること
- ・令和13年3月31日までの間に工事を完了すること

●償却資産●

償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、不動産賃貸業を営んでいる方が、その事業のために用いている構築物・機械・器具・備品等の減価償却資産をいいます。

課税対象となるものの具体例

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	舗装路面、立体駐車場、門、塀、庭園、テナント店舗の内装費など
2	機械及び装置	製造加工機械、土木建設機械、印刷機械、医療用機器、太陽光発電設備など
3	船 舶	はしけ、ボート、漁船、客船など
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車など（自動車税や軽自動車税が課せられる物は除く）
6	工具・器具及び備品	看板、机、椅子、レジスター、パソコン、応接セット、陳列ケース、理・美容器具、自動販売機など

税額の計算は

取得年月、取得価額、耐用年数から一品ごとに「評価額」を算出します。

一品ごとの評価額を合算し、合算された評価額がそのまま課税標準額となりますので、評価額（＝課税標準額）×税率１．４％で算出します（特例対象資産等の場合は除く）。

申告

償却資産をお持ちの方は、毎年１月１日現在、高槻市内に所有している償却資産について、その年の１月３１日までに申告していただく必要があります。

●その他●

免税点

高槻市内で所有するそれぞれの固定資産（土地・家屋・償却資産）の課税標準額の合計額が、次の場合は課税されません。

土地……………３０万円未満 家屋……………２０万円未満 償却資産……………１５０万円未満

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

●縦覧

納税者が、自己所有の土地または家屋の価格（評価額）と他の土地または家屋の評価額を比較することにより、所有する固定資産の評価が適正かどうかを判断していただくための制度です。

- ①期間：毎年4月1日から第1期の納期限の日
- ②内容：町名地番順に評価額等が記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。
- ③対象：納税者及びその代理人

●閲覧

課税台帳の写しを交付する制度で、1年を通じて交付申請ができます。

- ①名 寄 帳 所有されている全物件の明細が記載された台帳で、納税義務者が交付申請することができます。
- ②課税台帳 物件ごとに評価額、課税標準額が記載された台帳で、納税義務者または利害関係人が交付申請することができます。

固定資産課税台帳に登録された価格(評価額)に不服のある場合

固定資産の価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までに固定資産評価審査委員会に対し審査申出をすることができます。また地方税法第434条第2項の規定により、前記の審査申出に対する決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。

審査の申出は原則として評価替え年度（基準年度）のみできます。ただし、次のような場合には評価替え年度以外でも審査の申出をすることができます。

- 新たに決定された価格（前年度の価格が変更されたものを含む。）に不服がある場合
- 土地の地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情があるため、価格を修正すべきことを申し立てる場合
- 地価の下落に伴い価格を修正すべきことを申し立てる場合

納税義務者が死亡された場合

納税義務者が死亡された場合は、速やかに相続登記（名義変更）をされることが望ましいのですが、それまでの間、納税通知書は相続人の方にお送りしますので、必ず資産税課までご連絡ください。（なお、相続人が二人以上ある場合は、代表者の方にお送りします。）

こんなときは、資産税課までご連絡ください

- 家屋の新築・増築・取壊しなどをされた場合で、その登記をされないとき。
- 居宅兼店舗を居宅にするなど、居住部分の面積を変更されたとき。
- 前年度から引き続き土地を所有されている場合で、住宅用地から住宅用地以外へ、または住宅用地以外から住宅用地への土地に変更されたときや、農地・山林等から他の用途に変更されたとき。
- 登記されていない家屋で、所有者の変更をされたとき。（未登記物件は、市への申告が必要になります。）
- 高槻市外にお住まいの方が、住所を変更されたとき、またはその予定があるとき。
- 納税義務者が海外に転出されるとき。
- すでに定めた納税管理人を変更されたとき。

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者（所有権留保付売買（ローン購入）にかかる車両については、当該車両の買主が所有者とみなされます。）に対して、下表の税率（令和8年度現在）で課されます。

原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車

車種区分		標識の色	令和8年度の税額(年額)	登録・廃車手続き
原動機付自転車	排気量 50cc 以下 定格出力 0.6kW 以下※1 最高出力 4.0 kW 以下かつ 排気量 125 cc以下※2	白色	2, 0 0 0 円	高槻市役所総合センター1階、各支所 (※1 の特定小型原付は総合センター1 階のみ受付) <u>○登録に必要なもの</u> ●新車（中古車）を登録する場合 …販売証明書、所有者の本人確認書類 ●人から譲り受けた場合 ・前所有者が廃車済 … 廃車証明書（再登録用）、所有者の本人確認書類 ・廃車がまだ … 申告済証、ナンバープレート、旧所有者の譲渡証明書又は本人確認書類、新所有者の本人確認書類 ●高槻市への転入の場合 ・前市町村で廃車済 … 廃車証明書（再登録用）、所有者の本人確認書類 ・廃車がまだ … 申告済証、市外ナンバープレート、所有者の本人確認書類 <u>○廃車に必要なもの…</u> 申告済証、ナンバープレート、所有者の本人確認書類 ※代理人の方が登録・廃車手続きに来られる場合は代理人の方の本人確認書類も必要です。
	50cc 超～90cc 以下 0.6kW 超～0.8kW 以下 ※2 に該当するもの以外	薄黄色	2, 0 0 0 円	
	90cc 超～125cc 以下 0.8kW 超～1.0kW 以下 ※2 に該当するもの以外	薄桃色	2, 4 0 0 円	
	3 輪以上（ミニカー）※3 20cc 超～50cc 以下 0.25kW 超～0.6kW 以下	薄青色	3, 7 0 0 円	
小型特殊自動車	農耕用	薄緑色	2, 4 0 0 円	・廃車がまだ … 申告済証、市外ナンバープレート、所有者の本人確認書類 <u>○廃車に必要なもの…</u> 申告済証、ナンバープレート、所有者の本人確認書類 ※代理人の方が登録・廃車手続きに来られる場合は代理人の方の本人確認書類も必要です。
	その他（フォークリフト等）		5, 9 0 0 円	

※1 特定小型原付（0.6kW 以下、長さ 1.9m 以下、幅 0.6m 以下、最高速度 20km/h 以下）を含みます。

※2 最高出力 4.0kW 以下かつ排気量 125 cc以下の第一種一般原付。

※3 「ミニカー」とは、三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるものまたは輪距が 0.5m を超えるものをいいます。

車種区分	令和8年度の税額(年額)	登録・廃車手続き
2 輪の軽自動車 (250cc 以下)	3, 6 0 0 円	近畿運輸局 大阪運輸支局 ☎050-5540-2058 (寝屋川市高宮栄町 12-1) 上記の事務所へお問合せください。
2 輪の小型自動車 (250cc 超)	6, 0 0 0 円	

※被牽引車（ボート・トレーラー）である 2 輪の軽自動車の手続先は、軽自動車検査協会です。

軽自動車（三輪・四輪）

車種区分	令和8年度の税額(年額)について	登録・廃車手続き
3 輪・4 輪の軽自動車	軽自動車（3 輪・4 輪）は主に、初めて道路運送車両法による車両番号の指定を受けた年月（初度検査年月）により税率が異なります。初度検査年月は、お手元の自動車検査証（車検証）の「初度検査年月」欄をご確認ください。	軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所 ☎050-3816-1841 (高槻市大塚町 4-20-1) 上記の事務所へお問合せください。

(1)重課税率(③の税率)について

グリーン化推進の観点から、初めて車両番号の指定を受けた年月（初度検査年月）から13年を超えた車両は、環境負荷が大きいいため重課税率が適用されます。燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の車両及び被けん引車は重課税率適用外です。重課税率が令和8年度に適用されるのは、「初度検査年月」欄が平成25年3月以前のものです。

区分（3輪・4輪） （660cc以下）			令和8年度の税額(年額)		
			旧税率①	税率②	重課税率③
			初度検査年月が 平成27年3月まで	初度検査年月が 平成27年4月以降	①、②のうち、初度検査年月 から13年を超えた車両
軽自動車	3輪		3,100円	3,900円	4,600円
	4輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	4輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(2)軽課税率(グリーン化特例／④⑤の税率)について

上の表の税率②の対象車両のうち、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する電気自動車や燃費基準達成車など（新車に限る）については、取得の翌年度（令和8年度）に限り税率が軽減され、次の表の④⑤のいずれかの税率が適用されます。

区分（3輪・4輪） （660cc以下）			軽課／令和8年度の税額(年額)	
			概ね50%軽減④ 【乗用営業用のみ適用あり】	概ね75%軽減⑤
			令和2年基準達成かつ 令和12年度燃費基準90%達成車	電気自動車及び 天然ガス自動車
軽自動車	3輪		2,000円（乗用営業用のみ）	1,000円
	4輪乗用	営業用	3,500円	1,800円
		自家用	適用なし	2,700円
	4輪貨物	営業用	適用なし	1,000円
		自家用	適用なし	1,300円

電気自動車及び天然ガス自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値から窒素酸化物10%低減車に限ります。

ガソリン車及びハイブリッド車は、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車(「★★★★表示」)に限ります。

車両の燃費基準達成度は、自動車検査証(車検証)の備考欄などでご確認ください。

軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更などの手続きを忘れたために、納税通知書が送られてきたり、届かなかったりする例が多くなっています。

このようなトラブルを防止するためにも、軽自動車などを購入、譲渡、廃車するとき又は住所変更するときはできるだけ本人が直接手続きをするようにし、他の人に依頼した場合には必ず確認をするようにしてください。

また軽自動車税は、4月1日現在で車両を所有（登録）している場合に、**年税額が課せられます**。盗難や廃棄等により、課税客体がなくなった場合も、廃車手続きがお済みでなければ課税されます。自動車税と異なり、**月割課税制度はありません**。4月2日以降に廃車または名義変更をされても、その年度分の税金は納めていただくことになります。

その他の市税

●市たばこ税●

卸売販売業者等が市内の小売店に売り渡した「たばこ」に対して課税されます。

●特別土地保有税●

5,000㎡以上の土地の保有又は取得に対して課税されます。

※平成15年度以降新たな課税は停止されています。

●入湯税●

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるために設けられた目的税で、鉱泉浴場における入湯に対し、1人1日につき宿泊する者150円、宿泊しない者75円の税率で課税されます。

●事業所税●

事業所税は、都市環境の整備や改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税です。毎事業年度又は毎年、市内事業所等で事業を行う法人又は個人の方が、申告期限までに自ら税額を算出し、その税額を申告納付していただきます。

申告期限 個人 翌年の3月15日まで

法人 事業年度終了後2ヶ月以内

税額の計算は 事業所税 = 資産割 + 従業者割

	課税標準	税率	免税点
資産割	事業所等の合計床面積	600円/㎡	市内の事業所等の合計床面積が1,000㎡以下(非課税を除きます)の場合は課税されません。
従業者割	従業者給与総額	0.25%	市内の合計従業者数が100人以下(非課税を除きます)の場合は課税されません。

償却資産、法人市民税、事業所税の申告について

市内で事業を行っている法人・個人は申告期限までに税の申告をしてください。

●償却資産（固定資産税）

1月1日現在、市内で土地や家屋を除く事業用資産（構築物・機械・工具・備品など）を所有する法人・個人は、償却資産の申告が必要です。1月31日までに申告書を提出してください。

●法人市民税

市内に事務所や事業所または寮などを有する法人は、法人市民税の申告が必要です。確定申告は事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、中間（予定）申告は事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に申告書を提出してください。また、市内に事務所や事業所などを開設したとき、法人の名称や事業年度などを変更したときも届出書を提出してください。

●事業所税

市内事業所などで事業を行う法人・個人（市内の事業所などの合計床面積が800㎡以下または、市内の合計従業者数が80人以下を除く）は、事業所税の申告が必要です。法人は事業年度終了の日から2か月以内に、個人は3月15日までに申告書を提出してください。

4 市税を納める方に

●納税について●

各税目の納期限は、裏表紙の表をご確認ください。

納付の際は納付書に記載されている期別と納期限をご確認のうえ、間違いのないよう期別の順に各納期限までに納付してください。

納付場所は

指定金融機関等（納付書裏面記載）、近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）内の郵便局・ゆうちょ銀行又は市役所・各支所で納付してください。

QRコード（e L-Q R）が印字されている納付書は、e L-Q R対応金融機関であれば、納付書裏面に記載されていない金融機関の窓口でも納付できます。近畿2府4県以外の郵便局・ゆうちょ銀行でも納付できます。対応金融機関は「地方税お支払サイト」ホームページをご確認ください。

バーコードが印字されている納付書は、納付書裏面に記載のコンビニエンスストア又はMMK設置店でも納付できます。[MMK（マルチメディアキオスク）とは公共料金収納端末機です]

キャッシュレス決済について

納付書に印字されたe L-Q R又はバーコードを利用して、パソコンやスマートフォンで納付することができます。

対象税目

市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、
固定資産税（償却資産）、軽自動車税

※ キャッシュレス決済で納付した場合、領収証書は発行されません。領収印のない納付書がお手元に残ることになるため、二重納付にご注意ください。ご利用の履歴は各社の取引明細や通帳等でご確認ください。

※ クレジットカード決済は別途手数料が発生します。

※ 納付手続き完了後に、納付を取り消すことはできません。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

・高槻市税口座振替・自動払込済通知書、軽自動車税納税証明書（キャッシュレス決済分）の送付終了について

これまで、車検対象車種の軽自動車税を口座振替で納付された方には、口座振替・自動払込済通知書を、納期限内にキャッシュレス決済を利用して納付された方には継続検査用の納税証明書を送付していましたが、軽自動車税納付確認システム（軽JNK S）により継続検査に納税証明書が原則不要となったことから、令和8年度以降は送付を終了しました。また、市税を口座振替で納付された方のうち、送付希望の方は口座振替・自動払込済通知書を送付していましたが、確定申告の際に添付が必須ではないことから、こちらも令和8年度以降は送付を終了しました。ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔e L-Q R、e L番号を利用した納付について〕

パソコンやスマートフォンを使って「地方税お支払サイト」ホームページやスマホ決済アプリで納付書に印字されているe L-Q Rを読み取り、納付することができます。

地方税お支払サイトで利用できる納付方法（e L-Q R、e L番号ともに利用可）

インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、ペイジー番号の発行、クレジットカード（手数料が発生します。）

利用できるスマホ決済アプリ（e L-Q Rのみ利用可）

「地方税お支払サイト」ホームページをご確認ください。

〔バーコードを利用した納付について〕

以下のスマホ決済アプリで納付書に印字されているバーコードを読み取り、納付することができます。



口座振替（自動払込）

便利で確実な口座振替（自動払込）をご利用ください。

〔申込方法〕

高槻市内の取扱金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口申込書がありますので、預貯金通帳と通帳届出印をご持参のうえ、金融機関等の窓口でお申し込みください。また、市外にお住まいの方などで、口座振替（自動払込）をご利用希望の方は、申込書を郵送いたしますので、市役所収納課までご連絡ください。

お申込後、新たに課税対象となる物件・車両も含まれます。

〔口座振替（自動払込）方法〕

- ①全期前納（第1期分の納期月に一年分をまとめて振り替える）
- ②期別納付（各納期ごとに振り替える）

※市・府民税（特別徴収）は、口座振替（自動払込）はできません。

〔取扱金融機関等〕

りそな銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、滋賀銀行、京都銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、徳島大正銀行、みなと銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、北おおさか信用金庫、近畿労働金庫、高槻市農業協同組合、ミレ信用組合、近畿産業信用組合、ゆうちょ銀行・郵便局（順不同）

地方税共通納税システム

インターネットを利用した地方税の電子窓口「e L T A X（エルタックス）」で稼働しているシステムを利用し、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅や職場のパソコンからインターネットを通じて簡単に行うことができます。

〔市税のうち電子納付可能な税目（本税以外の延滞金等の支払いも可）〕

事業所税、法人市民税、個人住民税（特別徴収分、退職所得分）、市たばこ税、入湯税

詳しくはエルタックスのホームページをご確認ください。

期限内に納められないときは

ー早めにご相談くださいー

経済的な事情等により期限までに納付することが困難な方は、分割納付等のご相談に応じますので、市役所収納課にご連絡ください。

納期限を過ぎると

納期限を過ぎて納付した場合に延滞金が加算される場合があります。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算します。税額が2,000円未満であるときは延滞金の計算の対象とはなりません。

- ・納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間 年7.3%
- ・納期限の翌日から1か月を経過した日以降 年14.6%

ただし、特例措置が設けられており、下の表のとおりとなっています。

期間	延滞金(納期限1か月以内)の割合	延滞金(納期限1か月以降)の割合
令和4年中	2.4%	8.7%
令和5年中	2.4%	8.7%
令和6年中	2.4%	8.7%
令和7年中	2.4%	8.7%
令和8年中	2.8%	9.1%

端数計算について、延滞金を計算する場合、本税に1,000円未満の端数金額があるときは、端数金額を切り捨てます。

また、算出した延滞金が、1,000円未満のときは全額を切り捨て、1,000円以上のときで100円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てます。

⑤ 市税に関する証明

税証明の請求時に必要なもの（来庁・郵便請求）

個人情報の保護を図るため、申請受付時には、ご本人（代理の場合は代理人本人）の確認をさせていただきます。来庁時には、ご本人が確認できるもの（例えば、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、資格確認書等）をご持参ください。郵便請求時には本人確認書類のコピーを送付してください。

※代理人が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認ができるものがが必要です。

証明の窓口

税の証明の窓口	税証明取扱い時間		電話
税制課(総合センター1階)(高槻市桃園町2-1)	平日のみ	午前8時45分 午後5時15分	☎072-674-7824
富田支所(高槻市富田町5-17-1)			☎072-696-3001
三箇牧支所(高槻市三島江1-11-8)			☎072-678-1615
樫田支所(高槻市大字田能スハノ下11)			☎072-688-9124

※税の証明は、土曜日、日曜日、祝日は発行できません。

マイナンバーカードを利用した便利な課税・非課税証明書申請手続き

オンライン申請サービス [郵便で受取]

署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用して、課税・非課税証明書をオンライン上で申請し、手数料をキャッシュレス決済でお支払いいただくことができます。ご利用手順の詳細は高槻市ホームページ（ページID：113687）からご確認ください。

コンビニ交付サービス

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードを利用して、課税・非課税証明書をコンビニエンスストアで取得することができます。

※本サービスで発行可能な証明書は、課税・非課税証明書（現年度・前年度）です。

※手数料は、1通1年度200円で、窓口より100円安くなります。

※以下の場合、コンビニエンスストアでは取得できません。

- ・証明書を取得しようとする日時点で高槻市に住民登録がない方
- ・発行しようとする証明年度の1月1日時点で高槻市に住民登録がない方
- ・発行しようとする証明年度に収入の申告がない方
- ・収入申告や修正申告のあと事務処理中の場合
- ・住所氏名に特殊な文字や一定数を超える文字数の使用がある場合
- ・証明書の取得を制限されている場合

※納税証明や固定資産課税台帳記載事項証明などは各サービスの対象外です。

税証明の種類

証 明 の 種 類			証 明 の 内 容	手 数 料
課税・非課税証明			所得額及び市・府民税額	1 通 1 年度 300円 ※コンビニ交付は200円
納税証明	税 目	市・府民税	納付すべき額・納付済額 及び未納額	各税目 1 年度 300円
		法人市民税		
		固定資産税・都市計画税		
		固定資産税(償却資産)		
		軽自動車税		
	完納証明(入札参加資格申請用)		市税の滞納がない	1 通 300円
	滞納処分を受けたことがない証明		市税の滞納処分を受けたことがない(過去2年間)	1 通 900円
公益法人等に対する滞納処分にかかる納税証明		市税の滞納処分を受けたことがない(申請日から過去3年間)		
	軽自動車税納税証明(継続検査用)		未納の税額がない	無 料
固定資産課税台帳記載事項証明	評価証明		評価額・納税義務者住所・氏名・登記簿表示部分	土地 1 筆、家屋 1 棟 各300円 2 件目以降 150円加算
	公租・公課証明		年税相当額・課税標準額・評価額・納税義務者住所・氏名・登記簿表示部分	
住宅用家屋証明				1 件 1, 300円

証 明 の 種 類			税制課	支所
課税・非課税証明			○	△※
納税証明	税目	市・府民税	○	○
		法人市民税	○	
		固定資産税・都市計画税	○	○
		固定資産税(償却資産)	○	○
		軽自動車税	○	○
	完納証明(入札参加資格申請用)		○	
	滞納処分を受けたことがない証明		○	
	公益法人等に対する滞納処分にかかる納税証明		○	
	軽自動車税納税証明(継続検査用)		○	○
固定資産課税台帳記載事項証明	評価証明		○	○(土地・家屋の現年度分のみ)
	公租・公課証明		○	○(土地・家屋の現年度分のみ)
住宅用家屋証明			○	

※申告をされていない方の課税・非課税証明は、各支所では発行できません。

⑥ お問い合わせ窓口一覧

市税についてのお問合せ先

令和 8 年 7 月現在の情報です。

問合せたいこと	担当課	電話番号	窓 口
個人市民税のこと	市 民 税 課	072-674-7132	総合センター 1 階②⑤番窓口
法人市民税のこと	税 制 課	072-674-7150	総合センター 1 階②②番窓口
固定資産税・都市計画税のこと	資 産 税 課	072-674-7143	総合センター 1 階②④番窓口
土地のこと	資 産 税 課	072-674-7142	
家屋のこと	資 産 税 課	072-674-7146	
償却資産のこと	税 制 課	072-674-7144	総合センター 1 階②②番窓口
軽自動車税のこと	税 制 課	072-674-7134	
事業所税のこと	税 制 課	072-674-7134	
その他の市税のこと	税 制 課	072-674-7134	
固定資産評価審査委員会のこと	税 制 課	072-674-7139	
納税・口座振替に関すること	収 納 課	072-674-7152	総合センター 1 階②①番窓口

関係官公署

区 分	官 公 署 名	電話番号	所 在 地
国 税 〔 所得税、法人税 相続税、贈与税など 〕	国税の電話相談 センター	0570-00-5901	国税相談専用ダイヤル
	茨 木 税 務 署	072-623-1131	〒567-8565 茨木市上中条 1-9-21
		※面接での相談を希望される場合は、電話で事前にご予約ください。	
府 税 〔 事業税、自動車税 不動産取得税など 〕 (自 動 車 税)	三島府税事務所	072-627-1121	〒567-8515 茨木市中穂積 1-3-43
	自動車税 コールセンター	0570-020156 (06-6776-7021)	自動車税に関するお問合せ
法 務 局	大阪法務局 北大阪支局	072-638-9444	〒567-0822 茨木市中村町 1-35
		072 - 636 - 8121※	※地番・家屋番号の照会及び各種証明書 等の発行に関するお問合せ

◎ 納期内納付にご協力を ◎

市税は、福祉、教育、土木事業など、日々のくらしやよりよいまちづくりのために使われる市民の皆さまの大切な財産です。納期内納付にご協力ください。

納付月 税 目	令和8年									令和9年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人の市・府民税 (普通徴収)			全期 1期		2期		3期			4期		
固定資産税 (都市計画税含む)		全期 1期		2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										
納 期 限		6月1日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日		12月25日	2月1日		

● 市税の納付には、便利な口座振替・自動払込をご利用ください。

令和8年度版 市税のしおり

発行: 令和8年7月

高槻市 税制課

〒569-8501 高槻市桃園町2番1号

☎072-674-7139

本冊子は令和8年7月時点の内容で作成しております。